

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成27年5月21日(2015.5.21)

【公表番号】特表2012-519280(P2012-519280A)

【公表日】平成24年8月23日(2012.8.23)

【年通号数】公開・登録公報2012-033

【出願番号】特願2011-552123(P2011-552123)

【国際特許分類】

G 01 N 35/00 (2006.01)

【F I】

G 01 N 35/00 F

G 01 N 35/00 A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年3月25日(2015.3.25)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0049

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0049】

図8は、第647診断臨床分析装置の管理図を含み、列708の作動合成1のそれぞれの値がドット802のようにプロットされている。線801は、トリミングされたベースライン合成1の管理限界値(74.332)を表す。毎日の作動合成1の値は管理限界値の近くから始まり、3日間の間これを超え、その後、管理限界値よりも下に低下している点に留意されたい。これは、診断臨床分析装置による差し迫った分析故障の最初の兆候である。更に数日後、作動合成1の値は3日間の内の2日間、再び管理限界値を超えている。操作上の問題の外的な兆候はまだ認められなかつたが、サービステクニシャンが派遣され、慎重な分析の後、電位計が徐々に故障しつつあることが分かつた。電位計は9月28日に交換した。この後、この試験データの期間では、作動合成1の値は管理限界値を下回つた。